本日のテーマ

近年、各行政施策において、多職種、多分野の連携が求められています。

社会政策には、福祉、労働、住宅、医療、介護等、様々な 行政分野が含まれていますが、これまでの事例から、生活 困窮者支援には複数の行政分野の関わりが求められるこ とが見えてきました。しかし、現状としては、政策、制度、行 政が、これに十分に対応できていないという指摘が多くあり ます。

では、生活困窮者支援に横ぐしを通すため、今後、どのような対応が必要でしょうか?(政策、施策・事業、組織改革、 人事、官民連携など)

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果 (平成29年度)

(件数、人)

	新規和談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者數 (③)		就労者數		増収者数		就労・増収率 (④)
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		うち 教育支援対象 プラン作成者分 ((5))		予ち 教育支援対象 プラン作成者分 (⑥)	(5+6)/3
都道府県 (管内市区町村含む)	135,886	13.9	36,204	3.7	19,200	2.0	16,025	10,877	4,809	3,163	73%
指定都市	61,715	18.8	27,080	8.3	8,526	2.6	5,963	4,485	1,071	868	63%
中核市	32,084	14.1	8,009	3.5	4,186	1.8	3,344	2,596	510	383	71%
合計	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%

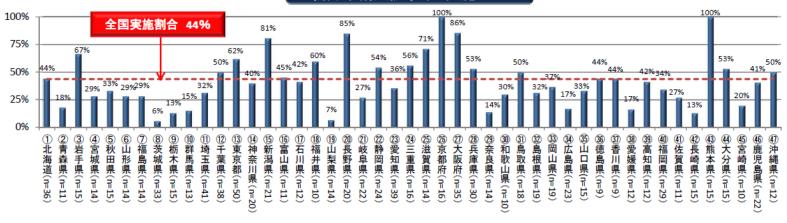
【目安値】

①新規相談件数 : 対象地区人口10万人あたり24件/月 ②プラン作成件数 : 対象地区人口10万人あたり12件/月 ③就労支援対象者数 : 対象地区人口10万人あたり 7件/月 ④就労・増収率(就労・増収者/就労支援対象者) : 70%

1-2 任意事業の実施状況 (都道府県別の実施割合(※実施予定を含む))

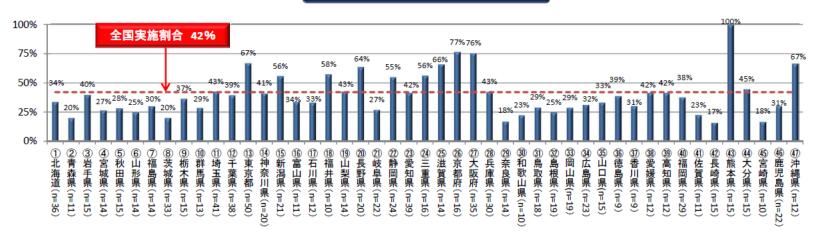
平成29年度における全国の実施割合は、それぞれ、就労準備支援事業は44%、家計相談支援事業は40%、一時生活支援事業は28%、 子どもの学習支援事業は56%となっている。都道府県別の状況を見ると、以下のとおり。





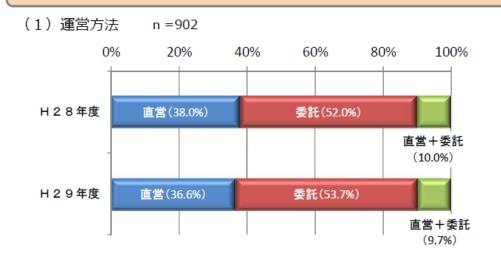
1-2 任意事業の実施状況 (※実施予定を含む)

4事業合計 実施割合

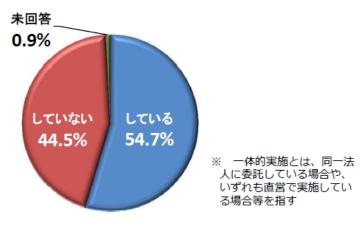


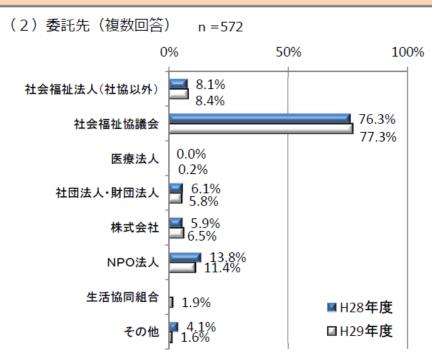
2-1-(1) 各事業の実施状況 【自立相談支援事業(運営方法)】

- 自立相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて63.4%の自治体が委託により実施している。委託先は 社会福祉協議会が77.3%と最も多く、次いでNPO法人(11.4%)や社会福祉法人(社協以外)(8.4%)となっている。
- 約半数 (54.7%) の自治体が被保護者就労支援事業と一体的に実施している。



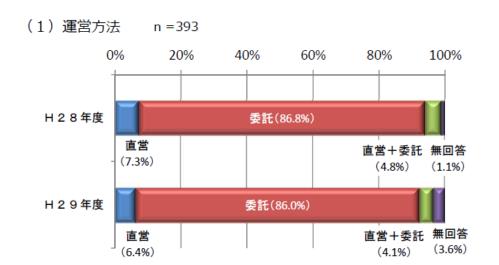
(3)被保護者就労支援事業との一体的実施 n=902



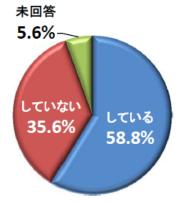


2-2 各事業の実施状況 【就労準備支援事業】

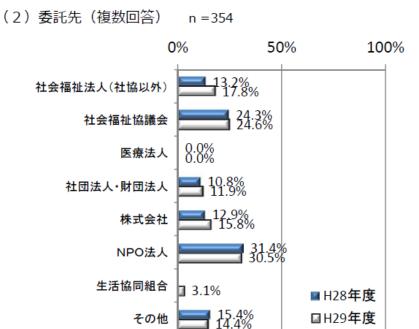
- 就労準備支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて90.1%の自治体が委託により実施している。
- 委託先はNPO法人(30.5%)が最も多く、次いで社会福祉協議会(24.6%)となっている。
- 約6割の自治体が被保護者就労準備支援事業と一体的に実施している。



(3)被保護者就労準備支援事業との一体的実施 n = 393



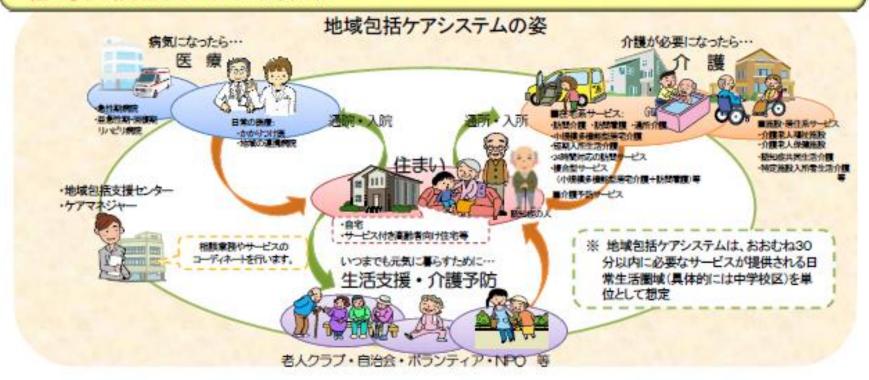
※ 一体的実施とは、同一法 人に委託している場合や、 いずれも直営で実施してい る場合等を指す



地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



1. 厚労省の地域包括ケアに関する資料

居住支援協議会の概要

○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、居住支援協議会(※)を設立。住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。
(※)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会

〇 概要

- (1) 設立状況
 - 64協議会が設立(H28.11末時点)
- ○都道府県 (全都道府県)
- 〇区市町 (17区市町)
- 北海道本別町、山形県鶴岡市、千代田区、江東区、豊島区、杉並区、板橋区、八王子市、調布市、川崎市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市
- (2) 居住支援協議会による主な活動内容
 - ・メンバー間の意見・情報交換
 - 要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
 - 住宅相談サービスの実施
 - (住宅相談会の開催、住宅相談員の配置、サポート店の設置等)
 - ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
 - 賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間 賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援



2. 国交省の居住支援協議会に関する資料

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)について

果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会) を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



3. 厚労省の要保護児童対策地域協議会に関する資料